石総総第 167 号
令和 8 年 11 月 13 日

石垣市議会
議長　仲　間　　均　　様

石垣市長　中　山　義　隆

議案の撤回について

令和 8 年 11 月 13 日に提出した下記の事件を、次の理由により撤回したいので、石垣市議会会議規則第 19 条の規定により議会の承認を求めます。

記

議案第 75 号　石垣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 76 号　石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第 77 号　石垣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 78 号　石垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 79 号　令和 8 年度石垣市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 80 号　令和 8 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 81 号　令和 8 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 82 号　令和 8 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 83 号　令和 8 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 84 号　令和 8 年度石垣市水道事業会計補正予算（第 2 号）

理　由

本件は、人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に鑑み、石垣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ほか条例 3 件、並びにこれに関連する補正予算案 6 件を提出したものでありますが、給与条例の改正時期について改めて検討する必要があると判断したことから、これら 10 件の議案を撤回いたしたく、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。